

平成26年度 第2回千葉市文化財保護審議会議事録

1 日 時：平成27年3月17日（火） 午後2時00分～4時00分

2 場 所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者：（委員）

岡本東三会長、河東義之委員、長嶋栄次委員、明石昇委員、
神谷睦代委員、吉村稔子委員

（事務局）

増岡生涯学習振興課長、志保澤生涯学習振興課課長補佐、
白根文化財保護室主査、長南主任主事

（関係職員）

神崎文化振興課主査、中村主任主事

4 議 題

（1）千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）保存活用計画について
（報告）

（2）千葉市地域文化財の登録について（諮問）

ア 千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）

イ 黒砂分教場の記念碑

5 議事の概要

（1）千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）保存活用計画について
文化振興課が、千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）保存活用
計画について報告を行った。

（2）千葉市地域文化財の登録について

ア 千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）

「千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）」を千葉市地域文化財として登
録することについて諮問を行い、条件付きで登録に相応しい旨の答申が出され
た。

イ 黒砂分教場の記念碑

「黒砂分教場の記念碑」を千葉市地域文化財として登録することについて諮問
を行い、登録に相応しい旨の答申が出された。

6 会議経過

（議 長） 議事に入る前に、議事録署名人として河東委員を指名する。

（河東委員） （承諾）

議事（1）千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）保存活用計画につい
て（報告）

（議 長） 議事（1）について報告を願う。

- (文化振興課) 資料に基づき、これまでの経緯や今後の予定、そして監修者からの指摘をどのように反映させたかを報告。
- (議長) この件については前回の審議会においても報告があった。この計画の策定を担当しているのは文化振興課ということだが、これは建物の所管が文化振興課であるからか。
- (文化振興課) そのとおりである。活用の視点で、所管している文化振興課が担当している。
- (議長) 旧神谷伝兵衛稲毛別荘の指定管理者は教育振興財団か。
- (文化振興課) そのとおりである。
- (河東委員) 保存活用計画を策定することにより、修理や活用について、その後の具体的な方針を決めることができる。この計画は、国庫補助事業である「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」として策定している。旧神谷伝兵衛稲毛別荘は、国登録文化財であるが、国指定文化財に準じるような価値があるため、補助金が認められていると考えられる。資料の5. ①「文化財の価値付け」に記載されているとおり、この建物には非常に高い価値があることは強調しておきたい。
- 市有の建物は管理部局や担当者が変わる可能性があるため、管理者が変わっても、保存活用の方針がぶれないために計画を策定する。次年度以降は、耐震補強工事を行うための基本設計等を行っていく予定である。
- (長嶋委員) 建物自体の保存だけでなく、建物の中でワークショップを開催するといったソフト面の計画も立てているのか。
- (河東委員) 部屋ごとの使い方の計画も策定している。
- (議長) 文化振興課におかれては、計画をしっかりと取りまとめて文化庁へ提出してほしい。

議事（２）千葉市地域文化財の登録について（諮問）

- (議長) 次に議事（２）「千葉市地域文化財の登録」についてだが、今回は教育委員会から諮問が行われるので、それを協議して答申を出したいと思う。
- それでは、まず「千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）」について事務局より説明を願う。
- (増岡課長) 「千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）」の千葉市地域文化財への登録について、諮問書を読み上げ。
- (白根主査) 「千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）」について、資料に基づき説明。
- (議長) 今の説明について、質問等はないか。

(河東委員) 主屋の納戸は比較的新しい時期に増築されたものだが、この納戸も文化財の範囲として登録するのか。

(志保澤補佐) 納戸も建物の一部であり、ここも含めて一体的に登録することを考えている。

(河東委員) 国の登録文化財の場合は、資料に面積表を添付するので、どこまで含めて登録するかがわかる。これを一体的に登録すると、将来活用にあたり納戸を撤去するという場合に、保存しなければならなくなる。この建物は、国登録文化財レベルの価値があると考えられるので、将来的に国登録文化財を目指す際には、納戸を切り離して考える必要がある。

資料には、改造が少ないとあるが、客間の欄間や結霜ガラスなど、意匠が普通の和風別荘のレベルではない。はっきりとした証拠はないが、おそらく愛新覚羅溥傑と浩夫妻にあてがわれる際に改造したものと考えられる。離れと洋間も増築であるが、同じ時期に行われたのかもしれない。

明治から大正にかけて、稲毛の別荘地には多くの別荘・別邸が建てられたが、旧神谷伝兵衛稲毛別荘のような洋風建築は少なく、和風建築がほとんどであった。この建物は、稲毛海岸の典型的な別荘建築であったが、現在はここしか残っていない。稲毛海岸の歴史を知る上で、非常に貴重な遺構であると言える。そのため、説明資料に今発言した旨を記載した形で修正してほしい。

(吉村委員) 別荘建築とあるが、立地している場所から見て別荘だということか。

(河東委員) この建物が愛新覚羅溥傑夫妻にあてがわれた時の所有者は、東京で水飴屋を営んでいた鈴木氏であった。そのため、この建物は別荘として使われていたということになる。

立地といえば、説明資料の1行目に「避暑地」とあるが、千葉が「避暑地」とは、違和感があるので、「保養地」と修正したほうがよいと思う。

(議長) 今回は、千葉市地域文化財としての登録なので、納戸も含めて登録ということでよいか。

(河東委員) それで構わない。将来的に国登録文化財に格上げを目指す際には、納戸を別にして考えてほしい。

(長嶋委員) 最近、修繕は行っているのか。

(事務局職員) 先月、客間の天井及び玄関左脇の外壁の修繕を行った。また、倒れていた石灯籠を復旧した。

(長嶋委員) 私は、1月にここを訪れたが、受付の人がいた。建物が傷まないようにするためには、常に人を配置して使っている状態にしておかなければ

ならない。現在の建物の管理について教えてほしい。

(事務局職員) 建物管理の業者に、公開及び清掃等の業務を委託している。

(議長) 旧神谷伝兵衛稲毛別荘は教育振興財団が管理を担当しているが、ここは別の業者が管理している。稲毛の別荘建築としてはこの二つしか残っていないと考えられているのだから、できれば同じ業者に管理させたほうがよいのではないか。

(河東委員) 活用の視点から言えば、旧神谷伝兵衛稲毛別荘と一体的な管理をしたほうがよいだろう。

(志保澤補佐) 教育委員会としても、この二つの建物の管理が別々になっていることを問題視している。今後文化振興課と協議していきたい。

(議長) 審議会として、一体的な管理をしたほうがよいという意見を述べておく。

事務局は、先ほど河東委員から指摘のあった説明資料を修正し、面積表を添付した上で、教育委員会会議にかけてほしい。

では、他に質問はよろしいか。

質問は以上のようなので、審議会の意見を取りまとめたいと思う。

「千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）」の千葉市地域文化財への登録について意見等はないか。

(全委員) (異議なし)

(議長) それでは、本審議会は、「千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）」の千葉市地域文化財への登録を了承する。

次にこれまでの皆さんの意見を踏まえて審議結果の答申（案）を事務局に作成してもらいたい。

答申（案）の作成中、しばらく休憩とする。

(休憩・答申（案）作成)

(議長) それでは、事務局が作成した審議結果の答申（案）について説明を願う。

(増岡課長) 審議結果について、答申（案）を読み上げ。

(議長) 答申（案）について、意見等はあるか。

特に意見はないようなので、この内容で本審議会の答申とすることによりよろしいか。

(全委員) (異議なし)

(議長) それでは、この答申内容をもって、本審議会の審議結果とする。
続いて、「黒砂分教場の記念碑」について、事務局より説明を願う。

(増岡課長) 「黒砂分教場の記念碑」の千葉市地域文化財への登録について、諮問書を読み上げ。

(白根主査) 「黒砂分教場の記念碑」について、資料に基づき説明。

(議長) 今の説明について、質問等はないか。

前回の審議会において、この石碑が地域文化財に登録する価値があるかどうかは、他の事例を調べる必要があると指摘した。これについて、事務局の方で調査を行った結果、分教場の石碑は市内に数か所あるが、大正や昭和初期に建てられたものは調べた限り無いということがわかった。そのため、この石碑には地域文化財として登録する価値があるといえるだろう。

私はこの石碑の近所に住んでいるのだが、地元の方々はこの石碑の保存にとっても熱心に取り組んでおり、黒砂公民館にも拓本等が展示されている。

(吉村委員) 石碑設置図には、石碑の案内板が記されているが、新しく建てられるのか。

(事務局職員) 石碑の移設を担当している街路建設課によると、石碑の概要を記した案内板が設置されるとのことである。

(議長) 文化財の名称は個別の石碑名としなくてもよいのか。

(志保澤補佐) 総称として「黒砂分教場の記念碑」としたい。

(議長) 他に質問はよろしいか

質問は以上のようなので、審議会の意見を取りまとめたいと思う。

「黒砂分教場の記念碑」の千葉市地域文化財への登録について意見等はないか。

(全委員) (異議なし)

(議長) それでは、本審議会は、「黒砂分教場の記念碑」の千葉市地域文化財への登録を了承する。

次にこれまでの皆さんの意見を踏まえて審議結果の答申（案）を事務局に作成してもらいたい。

答申（案）の作成中、しばらく休憩とする。

(休憩・答申（案）作成)

(議長) それでは、事務局が作成した審議結果の答申（案）について説明を願う。

(増岡課長) 審議結果について、答申（案）を読み上げ。

(議長) 答申（案）について、意見等はあるか。

特に意見はないようなので、この内容で本審議会の答申とすること
よろしいか。

(全 委 員) (異議なし)

(議 長) それでは、この答申内容をもって、本審議会の審議結果とする。

議事（３）その他

(議 長) 私は、今期をもって審議会の委員を辞めることとなるので、最後にこの審議会の在り方について意見を述べる。現在の審議会では、市民から情報提供のあったものについて、千葉市地域文化財として登録をすることが主な役割となっている。この地域文化財登録制度自体は良いと思うが、本来の審議会の役割としては、専門的に価値があると認めたものを指定することであると考えている。千葉市が発展するとともに貴重な文化財は徐々に失われていく。この審議会には、各分野の専門家がそろっているのだから、事務局の方で指定候補のリストを作成し、各分野について計画的に指定を行ってほしい。

加曽利貝塚の特別史跡指定を目指した取り組みも本格的に動き出そうとしている。この審議会の委員の方々におかれても、この取り組みをバックアップしてほしい。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部文化財課
電話 ０４３－２４５－５９６２